

国税庁がDX化！～あらゆる税務手続きがスマホで完結？～

2021年6月、国税庁が「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー 税務行政の将来像 2.0ー」を公表しました。さらに同年9月1日に発足したデジタル庁と連携のうえ、税務行政のDX化に取り組んでいます。

また、政府全体の動きや新型コロナウイルスの影響を踏まえ、2017年に公表した「税務行政の将来像」を改訂し、将来的には税務署へ行かずに全ての手続きができる仕組みを目指すということです。

そこで本ファームニュースでは、今回公表された国税庁のDX化についてその一部を簡単にご紹介します。

1. DX (デジタル・トランスフォーメーション) とは

(1) 定義・意味

国税庁のDX化の前に、そもそもDXは何なのか、昨今DXという言葉が頻繁に耳にするようになりましたので簡単にその定義や意味をみていきましょう。

DXという言葉の初出は、スウェーデン・ウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって2004年に発表された論文中で提唱されたものになります。当初は学問的な用語として登場したDXですが、その後はよりビジネス的な側面で、その定義や解釈が語られるようになってきました。多義的ではあるものの、概ねそれらは、「デジタル技術の活用によって企業のビジネスモデルを変革し、新たなデジタル時代にも十分に勝ち残れるように自社の競争力を高めていくこと」という意味合いで用いられています。

(2) 日本が示すDX

2018年12月に経済産業省が発表した「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン (DX推進ガイドライン)」では、以下のように定義がなされています。

「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」

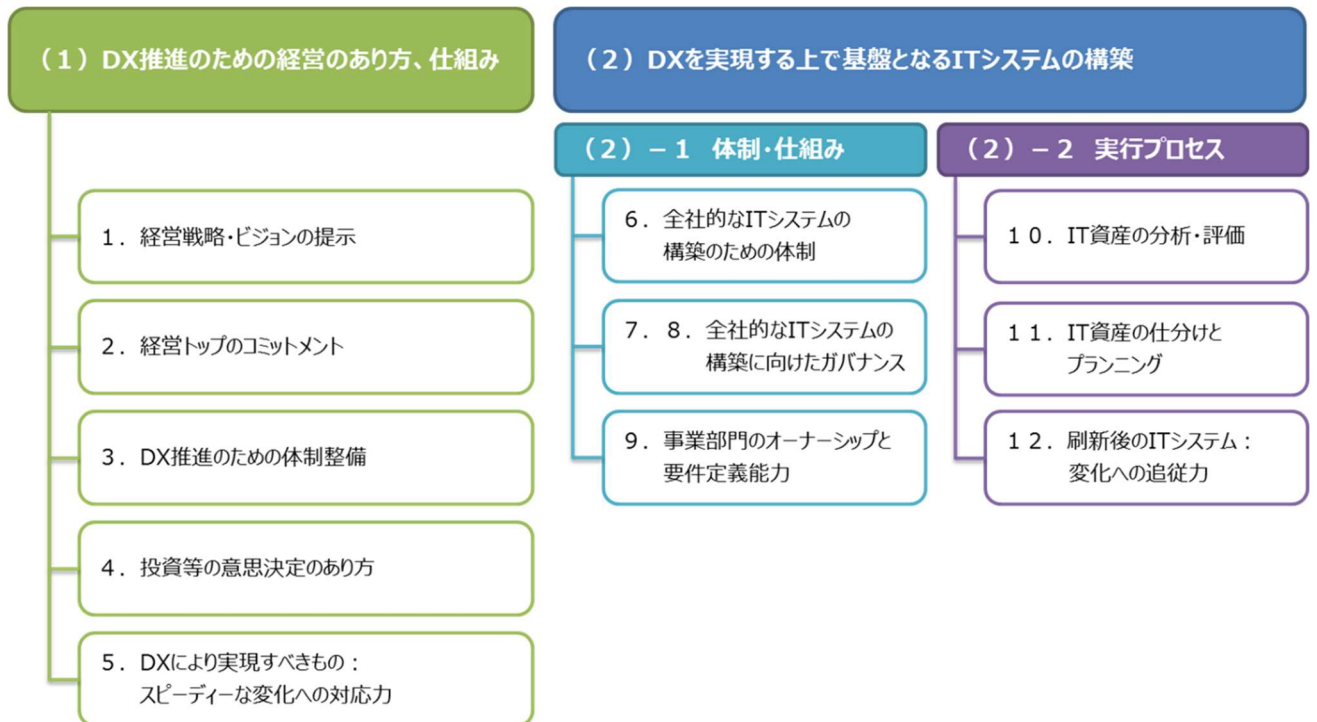
団体(※)によりそれぞれ定義は異なりますが、「デジタル技術による変革」という点が共通のキーワードになり、ここでは簡単にこのように理解していきましょう。

参考までに経済産業省が公表しているガイドラインを表1として掲載します。

(※) 情報処理推進機構 (IPA) は「AI や IoT などの先端的なデジタル技術の活用を通じて、デジタル化が進む 高度な将来市場においても新たな付加価値を生み出せるよう従来のビジネスや組織を変革すること」と定義しています。



表1 DX推進ガイドラインの構成



経済産業省「DX推進ガイドライン」より

2. 納税者の利便性の向上

(1) 申告書とのデータ連携

毎年確定申告時期が近づくと、保険会社からは生命保険や地震保険の控除証明書、証券会社からは特定口座の年間取引報告書、また、そのほか住宅ローンの年末残高証明書やふるさと納税の寄附金証明書など、納税者によってはかなりの数の書類を手元に集めないといけません。

国税庁は上記のような資料について、申告書とのデータ連携に力を入れており、公表された資料では次の表2のようなスケジュールで実施される予定です。

従来は、届いた資料をもとに自身で確定申告書を作成したり、税理士がその資料を受け取り代理で申告をしていましたが、このDX化が進むことで、生命保険やふるさと納税などの情報を各機関からデータで取得し、簡単に申告書作成が行えるようになります。

なお、生命保険や特定口座取引については、2020年10月より政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」を活用したデータの自動取得が可能となっています。

また、2022年からは損害保険やふるさと納税も対応予定となるなど、その範囲は拡大しています。



(2) 税務署に行かずにできる「申請・届出」

個人で開業した場合には「開業届出書」、消費税の納税義務者となれば、「消費税課税事業者届出書」など、税務署にはさまざまな届出書を提出する機会があります。

また、提出期限を過ぎると適用できないものや、提出タイミングを慎重に検討しなければならないものもあるため、必要な届出書を判断するにも一苦労です。

そのため国税庁は、一度提出した情報は、二度提出することは不要とすることを徹底する観点から、入力事項を最小限にし、数回のクリック・タップで届出が完了するような仕組みの実現を目指しているようです。

具体的には、マイナポータルや e-Tax アカウント画面から必要な届出書を選択し、要件などのチェック項目を確認の上、ボタンを押すことでそのまま届出が完了するなど、ワンストップで対応できるような仕組みづくりを準備しています。

表 2 あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会をめざして【工程表】

		データ (主な保有機関等)	実現時期 (注1)			
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024) 以降
所得	年金	年間収入金額 (日本年金機構)			令和5年1月～	
	給与	年間収入金額 (勤務先)	※未定 ⇒ 実現方式の検討が必要 (注2)			
	事業・雑	収入、経費 (会計ソフト・支払調書)	※未定 ⇒ 実現方式の検討が必要 (注2)			
	特定口座取引	取引金額 (証券会社)	令和3年1月～ (対応する証券会社を順次拡大)			
所得 控除	生命保険料	保険料支払額 (生命保険会社)	令和3年1月～ (対応する保険会社を順次拡大)			
	地震保険料	保険料支払額 (損害保険会社)	令和4年1月～ (対応する保険会社を順次拡大)			
	社会保険料	国民年金保険料負担額 (日本年金機構)	令和5年1月～			
	医療費	医療費支払額 (審査支払機関)	令和4年2月～			
	ふるさと納税	寄附金額 (仲介業者)	令和4年1月～ (対応する仲介業者を順次拡大)			
その他	住宅ローン	年末残高 (金融機関)	令和3年1月～ (対応する金融機関を順次拡大)			

国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像 2.0—」より

(3) 税務の相談はロボット・チャットで

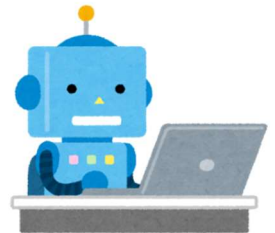
税務署へ行く理由のひとつには、確定申告や届出書などの税務手続きに関する相談もありますが、その相談方法も変わり始めています。

国税庁は、年末調整や確定申告に関する相談をオンラインのチャット形式でロボットが 24 時間対応するチャットボット（ふたば）を 2020 年に運用開始し、納税者の疑問に答えました。

今後は、より幅広い相談に応えられるよう、対応項目を順次拡大していく予定になっています。

また、税の質問に対する国税庁の一般的な回答である「タックスアンサー」についても、必要な情報を得やすくするために改修され、あらたに 2022 年 4 月リリース予定であるなど、その利便性向上に注目が集まっています。

質問があれば税務署や会計事務所ではなく、スマートフォンでロボットに相談することが当たり前になる世の中もそう遠くはないかもしれません。



3. 課税・徴収の効率化・高度化

次に「課税・徴収の効率化・高度化」に関する取組状況についてご紹介します。

(1) 申告内容の自動チェック

マイナンバーや法人番号をキーとして、納税者から申告された内容と国税当局が保有する各種データをシステム上でマッチングし、効率的に誤りを把握する取組みを進めているようです。さらに、マッチングできるデータの拡大と正確性の向上も目指しています。

(2) AI・データ分析の活用

将来的な AI の活用も見すえて、幅広いデータの分析により、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組む模様です。申告漏れの可能性が高い納税者の判定等には、AI・データ分析（BA ツール等）が活用されます。これらのシステムの構築と、電話催告事務の効率化・高度化に取り組むとされています。

また、申告内容や調査実績、資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BA ツール等を用いて加工・分析を行い、有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出します。

(注) BA (Business Analytics) ツールとは、統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツールを指します。

(3) 照会等のオンライン化

官民の業務の効率化を図る観点から、これまで書面や対面により行っていた①金融機関への預貯金照会や②税務調査における必要な資料の提出について、オンライン化を図ります。

①税務調査や滞納整理のために必要な預貯金情報について専用回線により金融機関へ照会・回答をオンライン化、外部データとのインターネット・データ連携の拡充を行います。

(2021年10月予定)

②税務調査で必要な書類は、e-TaxでPDFファイルを送信可能になります。

(2022年1月予定)



4. まとめ

今回ご紹介した内容は主に「納税者の利便性の向上」「課税・徴収の効率化・高度化」の2本柱で構成されています。

利便性向上では、マイナンバーの個人向けサイト「マイナポータル」を活用し、納税者や税理士が届け出や証明書の発行などのために税務署を訪れなくて済むようにして、確定申告では各機関が保有する給与や保険料、医療費などのデータを自動で取り込めるようになります。

課税・徴収業務では、システムが支払い調書のデータや海外税務当局から提供された情報などを申告内容と照合し、誤りがあれば納税者に通知され、申告漏れの可能性が高い納税者は、AIで抽出することになります。これにより、今までよりも多くの要素を加味した上で、人間が考えるパターンやルールに捉われない多角的なデータ解析に基づいた税務調査が行われることになりそうです。

以上、DX及び国税庁のDX化についてご紹介しました。



本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <https://www.epcs.co.jp>